

人権について考える～私の人権論

大 谷 實

I はじめに

それでは、2021年度の人権大学講座を始めます。本日の講義のタイトルは、レジュメにありますように、「人権について考える～私の人権論」としましたが、ご案内のように、ここ十数年来、児童の人権、環境と人権、医療と人権、性的マイノリティーの人権、インターネットと人権といったように、これまでのとは違った、いわば新しい人権問題が数多く登場してまいりました。

そこで今日は、「新しい人権問題にどう対応すればよいか」ということを念頭に置きながら、主に3つのこととお話します。1つ目は、「人権とは何か」ということをかいつまんでお話します。2つ目は、人権問題の根底にあるものとして、「幸福追求権」について、少し立ち入ってお話します。3つ目は、新しい人権問題に対する取り組み方について、特に、人権問題の範囲と人権の限界としての公共の福祉について、新型コロナウイルス等の感染症対策と人権の限界との関連を踏まえながら、日ごろ私が人権について考えていることを話すことにします。

II 人権の意義

(1) 人権とは

それでは、そもそも「人権とは何か」ですが、日本国憲法11条を読みますと、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」と規

定しています。基本的人権は一般に「人権」と略称されていますので、今日は、「人権」という用語でも説明することにします。そこでまず、「人権とは何か」ではありますが、一般に、「人権とは、全ての人間が人間であるということに基づいて当然に有する権利である」と説明されています。「人間として当然に持っている」という点を捉えて、憲法学者はこれを「人権の固有性」と呼んでいます。

つまり、人権とは人間だけが生まれながらにして持っている権利であるというのですが、どうして「人間である」ということから当然に人権が基礎づけられるのか、もう一つその意味がはっきりしません。私は、人権の根拠は日本国憲法であって、人権問題を考えるときは、国際人権規約といった国際的な規定も大切ですが、それよりも日本国憲法が定めている人権の規定を根拠にすべきだと考えています。そして、基本的人権は、憲法13条の「すべて国民は個人として尊重される」という個人主義の規定を根拠にしたものです。

(2) 憲法の人権規定

そこで、憲法の人権規定を見ますと、人権は大きく自由権、参政権、社会権、平等権の4つに分けることができます。

まず、自由権ですが、自由権とは、個人の自由な意思決定や自由な行動を保障する人権のことでありまして、その内容は、憲法18条以下の思想の自由や信仰の自由、学問の自由といった「内心の自由又は精神的自由権」、それから集会・結社の自由、通信の秘密を含む「表現の自由権」及び職業選択の自由といった「経済的自由権」、さらに、逮捕や拘留に関連する被疑者や被告人の権利等に係る「人身の自由権」が規定されています。

次に、参政権ですが、憲法15条などが定める参政権とは、国民の政治に参加する権利のことであり、具体的には選挙権や被選挙権がその代表的なものでありますが、そのほかに請願権や裁判を受ける権利などがあります。

3つ目の社会権ですが、社会権は、先ず、資本主義の発展に伴って生じてまいります失業、貧困、労働条件の悪化などの弊害から、社会的・経済的弱

者を守るために保障されるに至った憲法25条の「生存権」、また、個人が人格を形成し、社会において有意義な生活を送るために欠かすことのできない26条の「教育を受ける権利」、さらに、労働者が人間に値する生活をすることができるように、28条の労働者を保護するための団結権（組合結成権）、団体交渉権、団体行動権（争議権）、いわゆる労働三権を内容とする「労働基本権」があります。

(3) 平等原則と人権の不可侵性

このようにお話ししてまいりますと、これまで人権問題の最大の課題となってきた差別問題は、憲法のどの規定に関係するののかといった疑問を持たれる方がおられるかもしれません。いうまでもないことですが、差別問題は、憲法14条の「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」という「法の下での平等」に係る人権問題といえることができます。しかし、自由権や参政権といった具体的・個別的な人権とは違って、全ての人権に共通する基本的な原則と言った方が適切かもしれません。現に憲法学者の中には、平等権というよりは平等原則というべきだと主張される方もおられますが、いずれにしても日本国憲法は、ただいま紹介した自由権、参政権、社会権及び平等権の4つの人権を基本的人権として定めており、その人権は、「侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」とされています。

Ⅲ 人権の根底にあるもの

(1) 憲法13条と個人主義

以上、駆け足で日本国憲法が定めている基本的人権を紹介してみました。それでは、憲法は、何を根拠としてこのような人権規定を設けたのでしょうか。

私は、人権の根拠は、先ほどの憲法13条「すべて国民は、個人として尊重される」という規定に求めるべきだと考えています。「個人として尊重される」という規定は大変簡単ですが、そこには日本の「国の形」を決める意味が込められていることを見逃してはならないと思います。「個人として尊重される」としているのは、それまでの帝国憲法いわゆる明治憲法の下での全体主義、国家主義を根底から覆す、個人主義の原理を宣言しているからです。

個人主義は多義的につかわれる言葉ではありますが、法的な意味での個人主義とは、「人間社会の価値の根源（おおもと）は、具体的な個人一人ひとりにあり、国や社会は、何にも勝って、個人の生き方又は幸せを大切に扱い、また、尊重しなければならない」という原則であります。なお、ここで注意しなければならないのは、抽象的な「人間」とか単なる「人」の尊重とししないで、あえて「個人の尊重」としている点であります。「個人」は、その人だけが持っている人柄・人格、「個性を持った具体的な人間」、つまり甲さんや乙さんという意味です。そうした具体的な人の人柄・人格や生き方を何よりも尊重すること、これが個人主義の原理でありまして、私の母校である同志社の創立者新島襄は、ある席上で、「人、一人が大切なり。一人が大切なり」と断言したといわれていますが、この言葉は、個人主義を最も端的に明らかにしたものだと思っています。

(2) 人権の根拠

この個人主義を基礎として、先ほど紹介した憲法13条は、「生命、自由及び幸福追求に対す国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする」と定めました。太平洋戦争に敗れて2年後の1947年に施行された日本国憲法は、それまでの全体主義・国家主義を真っ向から否定し、個人主義を高らかに宣言し、全体主義の下では許されなかった「すべての人が、自分自身の考え方をもち、自らの判断で幸福を求めて行動できる権利」を認めたのです。

個人を最大限尊重するという個人主義は、人間として欠くべからざる生命、自由及び幸福追求といった基本的人権の尊重を国や社会さらに個人に要請します。また、「個人主義は、一方において、他人の犠牲において自己の利益を主張しようとする利己主義に反対し、他方において、「全体」のために個人を犠牲にしようとする全体主義を否定し、個人に対して根源的な価値を認め、個人の自由と自主性を平等に尊重しようとする。そこから、国民主権のほか、様々な民主主義の原理が生まれます。今日、多様な生き方を尊重しようとする多様性原理」(diversity)、さらには、現代の最も大きな課題となっている平和主義も、個人主義に由来する原理であると考えてるのでありまして、結論として、人権の根拠は、日本国憲法が定める個人主義の原理にあることを、本日、改めて確認して欲しいのです。

(3) 「個人の尊重」か「人の尊重」か

しかし、人権の根拠をめぐっては、2つのことが気になります。1つは、憲法13条の「個人として尊重される」ということを「人として尊重される」、つまり「個人」を「人」に改めるべきではないかという点です。昨年末に岸田内閣になってから、初めての憲法審査会が開かれたというニュースをお聞きになったかと思いますが、2012年の4月に発表された自民党の日本国憲法改正草案を見ますと、「個人の尊重」を「人の尊重」に改めておりまして、その理由は、「個人として尊重される」という規定は、「個人主義を助長してきた嫌いがあるので改める」というものでした。個人主義は、自己中心主義、利己主義に通ずるから「個人」という言葉を外した方がよいと言うのです。私としては、個人主義の原則を否定ないし修正するものとして、見逃すわけには参りません。個人主義は、夏目漱石がしばしば言及している言葉で、かつては若者にも人気があり、私の学生時代は、個人主義という言葉はよく使われたのですが、今日では、残念ながら憲法学者も余り使わなくなってしまうしました。

それは兎も角としまして、私は、憲法13条の「個人の尊重」という文言の

意味は、一人一人の個人が、人間として、その人だけが持っている人格や生き方を、侵すべからざるものとして、最大限大切にしなければならないという原則だと考えております。要するに、「一人一人の個人には、それぞれ分けることのできない」その人だけが持っている個性があり、「その一人一人の個性を侵しがたい、尊いものとして重んずる」、これこそが「個人の尊重」の意味であると考えています。英語で、個人を INDIVIDUAL、つまり「分けがたいもの」とされている所以です。憲法の基本原理という意味で、私は、一般にいわれている「個人の尊重」原理の代わりに、敢えて「個人主義」という言葉を使うことにしています。

IV 幸福追求権

(1) 犯罪被害者の人権

ところで、個人主義は、「何にも勝って個人を大切にする」原則でありますから、憲法は、そのことを明らかにするために、先ほどお話した14条以下の条文で、個々の基本的人権を明文で規定している訳ですが、それらの人権規定は、例えば18条の「奴隷的拘束及び苦役からの自由」のように、これまでの歴史で、国家権力によって侵害されてきた重要な権利を取り上げて規定したものでありまして、あらゆる人権を網羅的に取り上げて規定したものではありません。

そこで、憲法13条では、良心の自由とか表現の自由といった個々の人権規定の前に、「幸福追求に対する国民の権利」をあえて規定しまして、明文で規定されていない場合でも、幸福追求のために必要な利益を人権として擁護することを明らかにしました。言い換えますと、本来、人権として条文で取り上げるべきであった利益や、社会の変革に伴って新たに保護すべき利益が浮上してきた場合、「新しい人権」を憲法上の権利として保障する必要があり、その根拠となる規定が憲法13条の幸福追求権であると考えられます。

この問題に関連して、私のライフワークの一つである「犯罪被害者の支援」

について、参考までにお話しします。例えば、昨年12月の大阪クリニック放火殺人事件（26人死亡）、あるいは2019年の京都アニメ放火殺傷事件（71人死傷者）といった「通り魔事件」で、一家の大黒柱が殺されましても、犯人から損害賠償を取ることがほとんどできなかったため、奥さんや子供は救済や支援を全く受けられず、生活保護に頼らざるを得ませんでした。傷害事件で寝たきりになっている被害者、強姦で人生を台無しにされてしまったお嬢さんなど、実に悲惨の一語に尽きる犯罪被害者やその遺族が多いのです。

そこで私は、犯罪被害者の人権という観点から国に救済を求めたのですが、憲法学者から厳しく批判されました。例えば、先ほど指摘しました憲法36条の「拷問及び残虐な刑罰の禁止」のように、憲法は、犯罪の被疑者や被告人さらには犯人の人権については規定を置いているが、犯罪の被害者についての規定は、憲法上どこにもないではないか、というのがその理由です。

こうした批判に反論しながら私がたどり着きましたのが、「幸福追求権」でした。犯罪被害者やその家族は、人生を台無しにされて「幸せになる権利」つまり幸福追求権を根底から覆されているのだから、「国や社会は、犯罪被害者が幸せになれるような対策を講じなければならないのではないかと力説・強調いたしました。明確な人権の規定がなくても、幸福追求権を根拠として、犯罪被害者の権利つまり被害者の人権を認めることができるという考え方です。私が市民運動を始めてから10年後の1980年に犯罪被害者給付制度が誕生し、犯罪被害者は、現在、死亡した場合は遺族給付金として最高2964万円、傷害の場合は、障害給付金として3975万円が支給されています。また、2004年には犯罪被害者等基本法が制定されまして、犯罪被害者は個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳に相応しい支援や処遇が保障される権利を有することになった次第です。

話を元に戻しまして、それでは、憲法13条の「幸福追求に対する国民の権利」にいう「幸福」とは、何でしょうか。憲法は、「幸福とは何か」については、何も教えてくれません。辞書を見ますと、「幸福とは、心が満ち足りていること。幸せともいう」と書いてありますが、人間は、古くから幸福に

なるための方法に深い関心を寄せてまいりました。「幸福論」や「眠られぬ夜のために」の著者で、スイスの聖人といわれたカール・ヒルティは、「古来、生きとし生けるものは、全て幸福を求めて生きる。人が意識に目覚めた最初の時からその終わりに至るまで、最も熱心に追求して止まないものは、実にただ幸福の感情だけである」と述べています。

つまり、幸福とは、幸せな気分であり、何が幸せであるかは、人それぞれ違いますけれども、人間だれしも幸せな気分、少しでも長い幸せな気分がほしいという願いを求めて行動しているものであり、その自由又は権利を国は保障する、これが幸福追求権の中身であります。

憲法学者は、幸福追求権は、自由権や参政権といった個別の人権を包括する人権つまり「包括的基本権」であるというのですが、私は、「幸福追求権は、すべての人権の根底にあるもの」と理解しておりまして、一人ひとりが生きていく上で欠くことのできない利益つまり権利であると考えています。

そうした権利の大半は、基本的人権としてすでに憲法上保障されているのですが、社会が安定し、生活レベルが向上するに伴って、例えば、「一人で放っておいてもらう権利」いわゆるプライバシーの権利とか、妊娠中絶などの家族の在り方を決める自由、あるいは「終末期医療は拒否する」といった自己決定権などは、幸福追求権から導かれる「新しい人権」として保障する必要があります。同時に、心身の障害のために幸福追求権を奪われてしまった人たちが、国や社会に支援を求める権利も保障する必要があります。裁判所の判例や学者の通説は、幸福追求権とは、個人の人格的生存にとって必要不可欠な基本的権利であると主張していますが、私は、もう少し広く、個人の幸福追求にとって必要不可欠な利益を、「人権」として保障すべきであると考えています。

(2) 幸福とは何か

しかし、幸福追求権でいう「幸福とは何か」、そして、「本当の幸福はあるのか」ということになると、それを疑う懐疑論者がいることも事実です。

幸福論でよく引き合いに出されるドイツの詩人カール・ブッセの詩を詩人の上田敏の名訳で紹介しましょう。

山のあなたの空遠く

「幸い」住むと 人のいう

噫（ああ）われひとと尋（と）めゆきて

涙さしぐみ かえりきぬ

山のあなたはなお遠く

「幸い」住むと 人のいう

カール・ブッセはこう詠い、幸福は現実には存在しないのではないかと疑っています。しかし、先ほど触れたヒルティは、「幸福は、あらゆる学問、努力、あらゆる国家的活動の究極の基礎であり、幸福こそは、実に人間生活の目標である」と説いています。

確かに、個人が生涯幸福な人生を送れるとは限りませんが、国民一人一人が、それぞれの幸福を求めて生きているのは事実であり、また、その結果、幸福に恵まれて人生行路を全うされる人が多いことも事実でありまして、幸福を疑う懐疑論者に賛成するのは、間違いであろうと思います。

問題は、何を求めて生きて行くか、だと思っています。「幸福追求に対する国民の権利については、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする」と高らかに宣言した日本国憲法ができてから、今日に至るまで、人々はひたすら豊かさだけを求め、経済成長にばかり気を取られて、「幸福とは何か」「何を目的として生きていけばよいのか」といった大切なことに、心を砕いてこなかったように思います。

27年前の阪神・淡路大震災、2011年の東日本大震災、それに伴う原発事故災害等の影響で、社会や一般市民の価値観は大きく変わり、「一人ひとりを大切にす、共に生きる共生社会」が生まれつつあるといった見方があります。また、この度のコロナ禍により、経済中心の社会から、「何を目的にどう生きるか」といった価値観」が変わり、「健康や愛情、自由がもたらす幸せを多くの人が望むようになってきている」とも言われています。

私は、77年前に作った日本国憲法の個人主義が、ここに来て、ようやく国民の日常生活に根付きつつあるように思い、何が本当の意味での幸福か、どういう人生の目的をもって生きるべきかということ、一人ひとりが、自分のこととして自覚するようになってきているのではないかと思い、今こそ個人主義を及び幸福追求権の意義を力説・強調すべきであると考えています。

なぜ個人は、何にも勝って尊重されなければならないのか、どういう目的をもって人生行路歩むべきかという自覚がないところに、本当の意味での個人主義は育たないし、真の幸福を得ることはできないと思います。一人ひとりが持っている固有の価値観、妥協を許さない人生の生き方、「自分の人生にとってなくてかなわぬもの」を求め、それを守り抜くといった確固不拔の人生であって初めて幸福追求権の保障を国に求め、また、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な生き方を相互に認め合う共生社会が生まれ、人権文化が育つのだと思います。ですから、本当の意味での人権擁護を確立するためには、一人ひとりが幸福追求権を自覚して、自らの幸福追求に取り組むべきである。日本国憲法は、それを「人権」として保障しているのだと思います。

(3) 人生の目的

そこで問題となりますのは、「追求すべき幸福とは何か」、いわゆる人生観の中身です。何を幸福と考えるかは、人によって違うのは当然ですが、しかし、何が自分にとって幸せな人生であり、ハッピーかということになりますと、はっきりとした答えを持っておられる方は少ない、というのが正直なところではないでしょうか。

この点について、近年、注目されていますのが「自己実現」という言葉です。自己実現と申しますのは、もともと心理学上の考え方でありまして、「人が自分の中に潜んでいる可能性を最大限に開発して実現しながら生きて行くこと」と定義されていますが、要するに、誰しも自分が成し遂げたいという思い、あるいは、自分らしく生きて行きたいという願いを持っている筈であ

りまして、それを実現することを人生の目的として生きて行くことが幸福な人生であると思うのです。

どういう願い、願望かは、その人の教養や理性の力で追求するほかありませんが、私は、古くから言われてきた人生の目標としての人格の完成、また、教育基本法もその第1条で「教育は人格の完成を目指」すとうたわれております「人格の完成」に向かって、コツコツと努力するところに真の幸福があり、これこそが自己実現の理想ではないかと考えています。人生百年時代、終末期に至るまで人格の完成を目指し、希望をもって生きていたいと願っている次第です。

V 人権問題解決の方向

(1) 人権問題の多様性

これまで、人権の根底にあるものとして、個人主義と幸福追求権について、私が日頃考えていることをお話しましたが、その人権を侵害する最たるものは犯罪です。生命、身体、自由、平穏な生活、名誉そして財産を侵害すれば、幸福追求権を妨害するものとして、刑法は、殺人や強盗、窃盗等の犯罪として処罰し、犯罪を防止することによって人権の擁護を図っています。

そこで、人権侵害として問題となりますのは、人種、信条、性別などを理由に差別的取扱いや言動をした場合、あるいは、嫌がらせ、虐待、プライバシーの侵害、ヘイトスピーチ、インターネット上の書き込みや投稿による人権侵害など、刑法では処罰されない人権侵害の取り扱いです。ちなみに、人権侵害又は人権擁護に関連して、「人権侵犯」という言葉が使われていますが、これは、「人権侵害の疑いがある」という意味です。

世界人権問題研究センターでは、ただいま、インターネットと人権、子どもの人権、性的マイノリティと人権、ビジネスと人権といった今日の人権問題について、プロジェクトチームによる研究を展開していますが、こうした多様な人権侵害にどう対処し、解決するかということが、大きな政策的課

題となっています。

現在は人権擁護委員制度がありまして、全国で定員2万人のうち、約1万4千人のボランティア委員が、人権問題の調査、侵犯事件に対する勧告等で活躍されていますが、今日の社会の国際化、高齢化、情報化の進展に伴って発生しております人権侵犯事件に十分対応できていないところがあり、現在の人権擁護制度を抜本的に改める新しい制度が必要です。

(2) 人権擁護法案

そこで、人権擁護制度を抜本的に改めることを目的としまして、今から20年ほど前の1996年12月に「人権擁護推進審議会」が発足し、私も委員の一人だったのですが、2001年に、新しい人権救済制度を作ることを柱とする答申が作成されました。当時の小泉内閣は、答申に基づきまして88か条に及ぶ人権擁護法案を国会に提出したのです。

法案の骨子を紹介しますと、不当な差別、虐待、その他の人権侵害によって生じた被害を迅速・適正に救済し、人権侵害を効果的に防止するため、人権擁護に関する事務を総合的に取り扱う「人権委員会」、これを新たに法務省の外局として設置すること。委員は、衆議院、参議院の同意を得て内閣総理大臣が任命することとされました。

人権委員会は、人権問題の専門家を専門委員として任命し、人権委員会が中心となって、あらゆる人権侵害を対象として、調査及び指導、当事者間の調整、関係機関への通告や告発といった救済を行うこと。一方、不当な差別、虐待といった重い人権侵害については、人権委員会が当事者の調停又は仲裁を行い、勧告、侵犯事件の公表、さらに裁判になった場合の訴訟援助を行うというものです。

この案については、「法務省」内の外部部局つまり出入国管理庁のような外局として人権委員会を設置することは、法務省寄りとなって手続きの中立性を損なうこと。新聞等のメディアによる人権侵害を救済の対象にしたことは表現の自由権の侵害に結び付くといった批判がありました。特に、当時、

殺人等の重大犯罪について、遺族等の犯罪被害者に対して、新聞記者等のマスコミ関係者が、本人が拒んでいるのに、待ち伏せし、住居や勤務先に押し掛けるといった取材活動が社会問題となっていたところから、犯罪被害者支援という観点から、こうした取材活動を重い人権侵犯として勧告・公表といった措置を講ずる案が盛り込まれていました。そのため、マスコミ関係者を中心として、取材は表現の自由の一環であり、取材活動を勧告や公表の対象とすることは憲法違反であるといった反対論が有力となり、容易に審議がすすみませんでした。結局、2003年に審議未了のまま衆議院解散のため廃案となったのです。

私は、今でもこの人権擁護法案を修正したうえで、是非法律にすべきであると考えています。岸田内閣は「こども家庭庁」の新設を準備しているようですが、法務省に人権擁護庁又は人権擁護委員会を設置する方が、先決ではないかと思えます。

(3) ヘイトスピーチの規制

人権擁護法案をめぐる重要な論点の一つとして、表現の自由との関連で、ヘイトスピーチの規制もなかなかむづかしいものがあります。ご存じかと思いますが、1900年代の終わりごろから、京都の朝鮮人学校を対象として、学校の門前で、「在日特権を許さない市民の会」いわゆる在特会と称する団体が、「朝鮮やくざ、ゴキブリ、うじ虫は、朝鮮半島へ帰れ」などといって、拡声器を用いながら怒号を浴びせるといった示威運動を展開し、その映像をインターネット上で公開するという事件が発生しました。いわゆるヘイトスピーチ（憎悪表現）として裁判になったのです。学校側は、学校の業務を妨害し、名誉を棄損する行為であるとして、損害賠償を請求したのですが、在特会の方は、一連の示威活動は表現の自由の一環であり違法な活動ではないと主張して争ったのです。

2012年2月23日に最高裁判所は、ヘイトスピーチは人種差別に当たり違法であるとして、在特会に対し1200万円の損害賠償の支払いと示威運動の差止

めを命じた原審判決を支持し、一応の決着を見たのですが、その後も各地でヘイトスピーチが行われたことから、2016年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ対策法）が制定されました。この法律では、外国人に対する差別的言動（ヘイトスピーチ）の解消に向けた取組みを推進するため、基本理念及び国と地方公共団体の責務を定めるとともに、相談体制の整備、教育の充実、啓発活動の実施などが規定されたのですが、その後も外国人に対する差別的発言が行われており、その解消が問題となっているところでもあります。とくに川崎市は、「差別のない人権尊重の街づくり条例」を制定しまして、市内の公共の場所において、拡声器を用いる等の方法で差別的発言をしたものに対し、市長から勧告を受け、さらに命令を受けたにもかかわらずなお差別的発言を止めないときは、処罰することとされました。

私は、悪質なヘイトスピーチは、イギリス、ドイツ、フランスのように罰則を設けて処罰すべきだと思うのですが、表現の自由特に言論の自由との関連で、ヘイトスピーチ解消法に罰則を設けることについては、メディアを中心とした反対論が有力です。ちなみに、大阪市は、在日コリアンを「ころせ」「たたき出せ」と怒号する集会の動画を投稿した人物について、ハンドルネームを公表したところ、これに対し住民8人が「表現の自由を委縮させる」として関連の経費は違法な支出だとする住民訴訟をおこしたのですが、最高裁判所は、「特定の人に脅威を感じさせるような言動である」とし、これを規制する大阪市の条例は、「公共の福祉のためにやむをえない」としました。

一方、同じ表現の自由との関連で問題となっていたインターネットの書き込みについて、プロバイダーが勝手に発信者についての情報を明かすことは、発信者のプライバシーの権利ばかりか、何よりも発信者の表現の自由を侵害することになるため、プロバイダー責任制限法が制定されています。しかし、インターネットのSNSや掲示板で誹謗中傷等の名誉棄損的な書き込みが人権侵害として深刻になっていることは、ご案内の通りです。そこで、インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害について、発信者情報開示手続に

ついて、非訟手続によって投稿した人物を特定できるように改めて、法律上、被害者の人権侵害を救済することにしました。インターネット上の人権侵害に対する対応は、ヘイトスピーチに対する国の対応と違い、かなり積極的に進められている感じがしますが、いかがでしょうか。民主主義の根幹となる表現の自由を制限することには慎重でなければならないことは言うまでもありませんが、人を深く傷つけ恐怖や不安に陥れる差別的表現は、明らかに人権侵害となるものですから、これを放置しておくことは許されない筈です。

いずれにしても、私は、人権の行使が相手方の人権侵害に至るような微妙なケースについては、これまでの民事・刑事の手続とは違った解決方法が必要であり、先ほどお話しした人権委員会のような機関と手続で被害者を救済する必要があると考えておりまして、そのためにも人権委員会制度の新設を推進したと考えています。

(4) 人権の限界

少し話は変わりますが、人権特に自由権は、絶対的なものでないことは言うまでもありません。何度も指摘しましたように、憲法13条の「生命、自由及び幸福追求の権利」は、「公共の福祉」に反しない限りで認められるのであります。この人権の限界としての公共の福祉に関連して、新型コロナ禍の人権問題について考えてみます。

コロナ禍における人権問題としては、大きく2つに分けることができます。1つは、医療関係者やその家族への差別的発言等への対応であります。もう1つは、感染防止のための国や自治体のコロナ対策としての人権の制限であります。

まず、1つ目の差別発言についてですが、最近はあまり聞かなくなりましたが、日本災害医学会というお医者さんの学会では、2020年2月に「医療関係者への不当な批判に対する声明」を発表しまして、医療関係者が「ばい菌」扱いされるなど、「いじめ行為」や子供の保育園・幼稚園から登園自粛を求められる事態など、不当な扱いを受けた事案が見られるとしまして、「もは

や人権問題としてとらえるべき事態であり、強く抗議するとともに改善を求めたい」としています。感染症患者に対する偏見や差別につきましては、2019年の熊本地方裁判所のハンセン病者家族訴訟判決が注目されました。それ以来、ハンセン病者に対する偏見や差別の防止策が問題となりましたが、大きな進展がないのが現状です。

そこで、差別的な発言等の防止策について考えてみますと、問題は3つあると思います。第1に、ハンセン病判決で指摘された法務省や文部科学省の教育・広報による「偏見・差別除去義務」の遵守を徹底する必要があります。第2に、誹謗中傷等の被害者の救済は法務省人権機関の仕事ですから、人権擁護委員は、誹謗中傷等の差別的な言動を止めるように加害者に勧告し、また要請すべきです。第3に、最近はインターネット上での誹謗中傷等の投稿・書込みが横行しているようですが、これについては、プロバイダー責任制限法によって裁判所に投稿者を特定してもらい、精神的な打撃に対する慰謝料を請求し、あるいは名誉棄損罪又は侮辱罪で告訴することもできますので、そうした制度の積極的な活用が求められます。

コロナ対策上のもう1つの人権問題は、何と言いましても、行動の自由特に経済的自由権の制限です。緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置につきましては、令和3年の感染症法の改正によりまして、事業者が都道府県知事の時短営業や休業命令に従わなかった場合は、50万円以下の過料を科されることになりまして、憲法22条の「居住、移転及び職業選択の自由」すなわち営業の自由の制限が問題となったのですが、罰金という刑罰ではなく過料という制裁で憲法上の問題を回避し、今日に至っているわけです。

しかし、「オミクロン株」の市中感染が拡大しており、ご案内のように沖縄などでまん延防止等重点措置が講じられ、さらに京都を含む13都道府県も本日1月21日から適用されることになっておりまして、今後、緊急事態宣言を発出する事態がありうることも考えられます。

その場合の焦点の1つは、中国やイギリスなどで経験済みの「ロック・ダウン」を法律化すべきではないかということでしょう。ロックダウンといい

ますのは、皆さん重々ご存じのとおり「都市封鎖」のことでありまして、感染しないように、特定の地域もしくは建物に入ったり、そこから出たり、移動することを禁止し、違反した者は処罰するというものです。

岸田首相は、「ロックダウンはわが国に馴染まない」としており、オミクロン株は、感染力は強いが重症化しないということでロックダウンは今のところ眼中にないようですが、ここではっきりしておかねばならないことは、経済的自由等の行動の自由権は絶対的なものではないということ、特に憲法22条は、「公共の福祉に反しない限り」という制約を設けているということです。コロナ対策上は、「公衆がコロナに感染することを防止するのに必要であれば、行動の自由を制限できる」のです。もちろん、行動の自由は重要な権利でありますから、医学的・社会的に見て、公衆衛生上必要最小限の自由の制限でなければなりません。政府は、現在のところ、まん延防止等重点措置として、飲食店での午後8時までの営業時間短縮等の要請や酒類提供の停止の要請に止めておりますが、感染者の重体化や死者が増加するといった事態になりますと、緊急事態宣言の発出にとどまらず、ロックダウンも必要となるかも知れません。ロックダウンは、他に感染防止の方法がない場合、最後の補充手段として考慮しておくべきです。

(5) 終わりに

今日は、基本的人権の根底にあるもの、つまり人権の基礎は個人主義に基づく幸福追求権にあるということを出発点としまして、日頃、私が考えていることをお話しました。21世紀は人権の時代といわれて20年が経過しましたが、本日ご出席の皆様におかれましても、「やさしさあふれる人権文化の息づく京都」を目標として、お一人、お一人が人権問題の解消にご尽力されますことを御期待申し上げて、結びと致します。ご清聴ありがとうございます（令和3年度人権大学講座）。